



特定非営利活動法人アヴェニール

公的資格取得等支援規程

第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人アヴェニール（以下、「法人」という。）におけるスタッフの職務能力向上及び自己啓発の促進を目的とする公的資格の取得等支援の制度を定めることを目的とする。

第2条（対象資格等）

この規程の対象となる公的資格等は、法人が業務に関連するものとして指定した次のとおりとする。

- (1) サービス管理責任者
- (2) 社会福祉士
- (3) 精神保健福祉士
- (4) 介護福祉士
- (5) 実務者研修
- (6) 介護職員初任者研修



特定非営利活動法人アヴェニール

第3条（支援制度内容）

公的資格取得等に向けて法人が支援する制度は、次の内容とする。

- (1)受講費用負担 受講費用の全額の支給
- (2)受験手数料負担 受験手数料の全額の支給
- (3)合格祝金・資格取得祝金 合格祝金又は資格取得祝金の支給
- (4)資格手当 月々の賃金としての支給

第4条（受講費用負担）

1. 受講費用負担は、受講費用の全額の支給とし、次の資格に係る受講を対象とする。

- (1)サービス管理責任者 所定の研修を修了したとき
- (2)社会福祉士 養成施設講座の受講を修了したとき
- (3)精神保健福祉士 養成施設講座の受講を修了したとき
- (4)介護福祉士 介護技術講習を修了したとき



特定非営利活動法人アヴェニール

(5)介護職員初任者研修 介護職員初任者研修を修了したとき（資格を取得し、移動支援サービス事業としての登録対象者の予定であると法人が認めた場合に限る。）

1. 受講費用負担は、受講修了証等の確認をした上で支給するものとする。

第5条（受験手数料負担）

1. 受験手数料負担は、受験手数料の全額の支給とし、次の資格に係る受験を対象とする。

(1)社会福祉士 社会福祉士試験を合格したとき（合格に係る受験料1回に限る。）

(2)精神保健福祉士 精神保健福祉士試験を合格したとき（合格に係る受験料1回に限る。）

(3)介護福祉士 介護福祉士試験を合格したとき（合格に係る受験料1回に限る。）

2. 受験手数料負担は、合格証等の確認をした上で支給するものとする。



特定非営利活動法人アヴェニール

第6条（合格祝金・資格取得祝金）

1. 合格祝金又は資格取得祝金は、一定の一時金の支給とし、次の資格に係る受験を対象とする。

(1)社会福祉士 国家試験に合格し、登録をしたとき

(2)精神保健福祉士 国家試験に合格し、登録をしたとき

(3)介護福祉士 国家試験に合格し、登録をしたとき

2. 合格祝金又は資格取得祝金は、登録証等の確認をした上で支給するものとする。

第7条（資格手当）

1. 資格手当は、次の資格について月々の賃金として支給する。

(1)社会福祉士・・・15,000 円

(2)精神保健福祉士・・・13,000 円

(3)介護福祉士・・・10,000 円

(4)実務者研修修了者（サービス提供責任者のみ）・・・8,000 円

(5)相談支援専門員・・・8,000 円



特定非営利活動法人アヴェニール

(6)主任相談支援専門員…10,000 円

(7)職業指導員…10,000 円

2. 前項に定める支給は、職員の有する資格について、業務成績などを考慮して法人が各人毎に定める。
3. 資格手当は、第1項に掲げる資格につき登録している者に対して支給するものとする。

第8条（サービス管理責任者手当）

1. サービス管理責任者手当は、月々の賃金として支給する。
2. 前項に定める支給は、職員が有するサービス管理責任者の資格について、業務成績などを考慮して法人が各人毎に定める。
3. サービス管理責任者手当は、サービス管理責任者の研修を修了した者に対して支給するものとする。

第9条（その他）

その他、法人は第2条に定める対象資格等に準ずるものとして認めた資格等について、当規程に定めに従う支援を行うことができる。



特定非営利活動法人アヴェニール

平成 29 年 10 月 附則

第 1 条（施行日）

この規程は平成 29 年 10 月 27 日から施行する。

第 2 条（適用の時期）

前条の施行に伴うこの規程は、遡及適用はしない。

この規定は令和 4 年 4 月 1 日改定